

報 道 資 料

提 供 日 平成 29 年 8 月 31 日
タ イ ト ル あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求
担 当 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局 第 2 医療給付室
連 絡 先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（担当：第 2 医療給付室）
電話 054(270)5530 E-mail jimukyoku@shizuoka-ki.jp

あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の不正請求について

静岡県内において、あん摩・マッサージ業務を営む者が、不正に療養費を受給していたことが判明した。

1 不正請求の概要

(1) 不正内容（個人請求分・法人請求分の不正内容のまとめ）

- ①施術者が自宅から直接患者へ赴いて施術をしていたにも関わらず、使用していない藤枝市中ノ合の施術所から往療したように装い往療料を架空に請求し、受給していた。
- ②施術所開設日以前に被保険者に施術を行った施術料・往療料について、保健所への届出が無いにもかかわらず、届け出たものとして申請書に記載して療養費を不正に請求し、受給していた。
- ③実際の施術者でない別の施術者を申請書に記載し、別の施術者が往療したとする往療表を作成し往療料を不正に受給していた。
- ④施設入所者に行った施術を被保険者宅で施術したように装い、加算距離の虚偽記載により往療料を不正に受給していた。

(2) 不正受給額

個人請求分	： 3,327,846円	（平成27年2月～平成28年4月施術分（被保険者32名、延べ136件））
法人請求分	： 4,284,512円	（平成28年4月～平成29年3月施術分（被保険者27名、延べ212件））
合 計	： 7,612,358円	（平成27年2月～平成29年3月施術分（被保険者39名、延べ348件））

(3) 不正請求を行った者

浜松市浜北区上島

渥美 達生（個人）及びマンドリル株式会社（法人）

※平成28年3月まで個人請求だったが、同月から法人化（マンドリル株式会社）し、法人から請求療養費の支給申請書に記載された施術所名：おうち痛みケア

2 広域連合としての対応について

同氏及び同法人に対し、平成 29 年 8 月 14 日付けで不正受給額計 7,612,358 円を返還請求し、平成 29 年 9 月 1 日から 5 年間代理受領の取扱いを中止した。また、静岡県警察に対して刑事告訴することを検討している。

3 広域連合長のコメント

不正請求があったことは誠に遺憾であります。

今回のような不正請求事案に対しては、不正受給額の返還を求めるとともに、代理受領の取扱いを中止するなど厳正に対処してまいります。

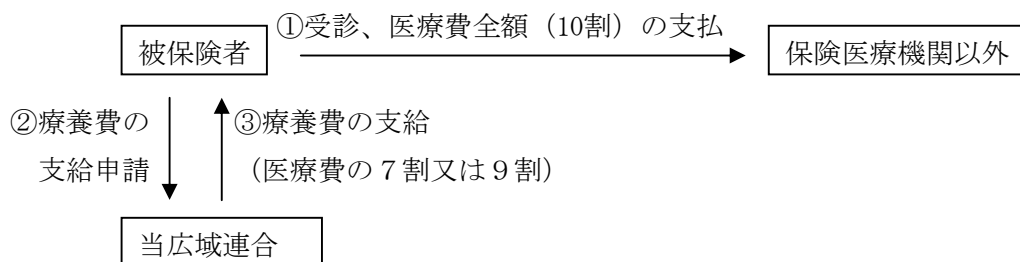
また、今後、はり・きゅう及びあん摩マッサージ施術に係る療養費の支給については、引き続き不正請求の把握と防止に努めてまいります。

【参考】

1 療養費について

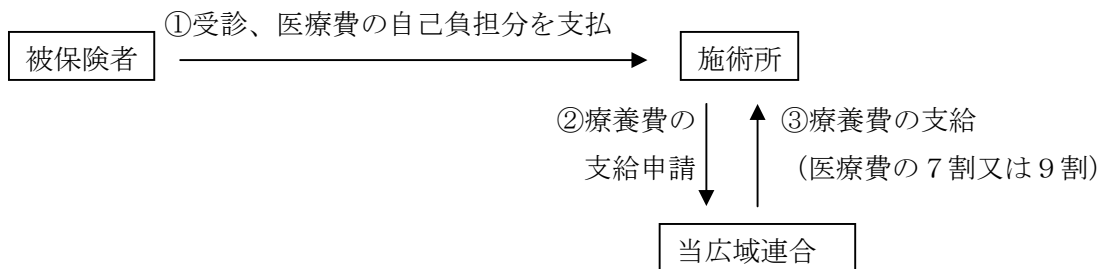
療養費とは、被保険者が保険医療機関以外の医療機関等を受診した際に支払う医療費全額のうち、保険給付分（医療費の7割又は9割）を被保険者からの申請によって償還払いする方法である。

結果として、被保険者は自己負担分（1割又は3割）のみを負担することになる。



2 代理受領について

当広域連合では、被保険者の負担軽減のため、被保険者本人が柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係る療養費の受取を施術者に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認め、被保険者が自己負担分のみでこれらの施術所を受診できるようにしている。



3 往療料について

往療料は、被保険者が歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合であって、患家（被保険者宅のこと）の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に、施術所所在地又は届け出た住所地から患家までの直線距離で往療料を算定し、当広域連合に請求できる。

2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患家に対する往療距離の計算は、施術所の所在地又は届け出た住所地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするが、先順位の患家から次順位の患家への距離が施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を算定する。